

平成21年3月27日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 3 議案第11号 職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員会委員長報告）
- 4 議案第12号 太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 5 議案第13号 太子町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 6 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
（以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 9 議案第10号 町道路線の認定について
- 10 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第18号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 12 議案第21号 平成21年度兵庫県太子町一般会計予算
（平成21年度一般会計予算委員会委員長報告）
- 13 議案第22号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第23号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 15 議案第24号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 16 議案第25号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第26号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
（以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 18 議案第27号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 19 議案第28号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 20 議案第29号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 21 決議案第2号 入札・契約制度改善要求決議
- 22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 3 議案第11号 職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員会委員長報告）
- 4 議案第12号 太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 5 議案第13号 太子町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 6 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 8 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 議案第10号 町道路線の認定について
- 10 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第18号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 12 議案第21号 平成21年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成21年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 13 議案第22号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第23号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 15 議案第24号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 16 議案第25号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第26号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 議案第27号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 19 議案第28号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 20 議案第29号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 21 決議案第2号 入札・契約制度改善要求決議
- 22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	嶋 澤 達 也
9 番	花 畑 奈知子	10 番	佐 野 芳 彦
11 番	熊 谷 直 行	13 番	村 田 興 亞
14 番	桜 井 公 晴	15 番	橋 本 恭 子
16 番	北 川 嘉 明		

会議に欠席した議員

12 番 上 田 富 夫

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経済建設部長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

(開議 午前10時00分)

○議長(北川嘉明) 平成21年第1回太子町

議会定例会第6日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（北川嘉明） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成20年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（北川嘉明） 日程第2、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

総務常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、2月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第3 議案第11号 職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第3、議案第11号 職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、以下のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第11号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月10日火曜日午前10時0分から午後3時25分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

詳しくは、その後ろのほうのページに載せていただいております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第12号 太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条

例の制定について

日程第5 議案第13号 太子町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第6 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第4、議案第12号太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてから日程第8、議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、委員会審査報告書を報告いたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第12号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第

13号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、太子町犯罪被害者等支援条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第14号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第15号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第16号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきも

の。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第12号太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町犯罪被害者等支援条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 この件につきまして委員会で審査されておりますが、この審査報告書を読ませていただくと1ページも満たないということですが、やはりこれ国民保険税について税金の引き上げということになっております。これは住民にとっては大変な問題ですけ

ど、委員会でこれ以上の意見は出ませんでしたか。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 審査報告書のとおりであります。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

嶋澤議員。

○嶋澤達也議員 審査報告書のとおりということは、見せてもうたわかりますけれど、やはりこれ税がアップすることですから、それなりの審査が必要だったと思うんですが、その点休憩時間でもそういう話、審査はされてませんか。再度お尋ねします。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 この件と、あと、後ほど申します、後ほどあります特別会計予算と関連がありますので、その両方で審議されておりますので、報告書のとおりであります。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 国民健康保険税条例につきましては反対討論をするわけですが、この前に福祉医療でも私は反対で手を挙げておりません。たまたま討論をうっかりしてしまいましたとらなんだんですが、この国民健康保険の制度運用と、それから県の福祉医療費助成条例の絡みでこれらの医療に関係することがたくさんあり、このことがひいては県民、町民の福祉上にかかわる助成制度が、所得制限の基準の見直し、あるいは低所得者の基準の見直しと、経過措置はありますけれども、大変なことになってまいります。この助成制度は各府県でも財政が厳しい中をこの種の制度の維持拡充に努めておるわけですから、県に

対して制度の改悪をやめるように求めるということと独自の施策が必要だと思うんです。それがひいては個々にも関係することであります。

特に国民健康保険の場合は皆保険のもので、自営業者あるいは農林漁業者あるいは年金生活者などが加入するものでございまして、生活困窮者が多く加入しているわけですが、そういう中で税との絡みでは資格証を発行することによって受診ができなかったり重症化する、こういう傾向が最近目立ってきているわけであります。

全国的にも本町でもそうではありますが、滞納者が非常に増えていってると。こういうような状況を踏まえるときに深刻な事態だと考えます。このような中で、医療分の保険税、所得割を現行の5.3から6.0に引き上げることは到底容認することができないものであります。特に国との関係において物申すということが大事であります。

何回も言ってきましたが、1984年に国民健康保険法の改悪が行われて国庫の負担率が削減をされた。これを皮切りに国の責任は後退に次ぐ後退を繰り返してきているわけであります。そういう中で、いわゆる国庫の支出が、この際申し上げておきますが、84年当時は約5割、49.8%であったものが、最近ですと27%余りと、こういうふうに減ってきております。その結果、1人当たりの国民健康保険税は当時の3万9,000円から8万3,000円と、こういうふうにならなっているのが実態で、国庫負担の削減と保険税というのは表裏一体をなすと。そして、その国の後退分が加入者に負担をさせるというところに大きな問題があるわけです。

それから、本町のこの中でも会計とも密接不可分になるわけでありますけれども、税を引き上げるに当たりましても収納率を11.25%も収納できない、こういうことを計算の根拠にして税率を決める、こういうことは決してやってはいけないと、このように考えます。特に歳出に際しましても、過大な収

納は見込まないと。しかし、ほとんどの被保険者は苦しい中でも納めているわけですから、そういう方々に負担をさせるようなことをさらに拡大するようなことについては容認できないのであります。したがって、未収にかかわるものについては一般会計で支援することが私は至当であると、このようにこれまでも主張してきましたし、本反対討論でも主張しておきたいと思います。

ただ、委員会の報告でも出ておりますが、恣意的な繰り入れは規律ある国保財政運営とは言えないと厚労省もはっきり言っていると答えておりますが、こういうことではありません。国保の保険者である市町村が当該市町村の判断で繰り入れ助成していることを忘れてはいけない、このように考えます。太子町の支援に対する姿勢であり、そういうところに冷たい町政か、それとも温かい行政かの差が出てまいります。

もちろん負担能力がありまして滞納する者に対しましては厳しく対応すべきであります。少なくとも収納率については100ということをおも言っておりますが、しかしそれが無理でも95とかという自治体もあるわけですから、そういうものに基づいて対応いたしますと今回の税の引き上げは必要がない。また、滞納に対しても同様であります。わずかな予算を計上しておる、この予算の計上の根拠と税の引き上げが表裏一体になるわけですから、収税努力を繰り返すことによってこれらも解決できるものと、こういうふうを考えます。それらの意見を述べまして本条例の改正に反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第10号 町道路線の認定について

日程第10 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第18号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第9、議案第

10号町道路線の認定についてから日程第11、議案第18号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、委員会審査報告をさせていただきます。

まず、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第10号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年3月12日木曜日午前10時から午後4時53分。審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

同じく委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第17号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年3月12日木曜日午前10時から午後4時53分。審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

同じく委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第18号。付託年月日、平成21年3月3日。件名、太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年3月12日木曜日午前10時から午後4時53分。審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（北川嘉明） 以上で経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第10号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第17号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、それから議案第18号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれ一部を改正する条例について反対討論をいたします。

今時改正しようとしております内容は下水道料金の引き上げであります。この件に関しましては、面整備も終わった段階で起債の借りかえを行うと、こういうことで国が指導する平均単価の150円にすると、こういうことで国が指導しておると、こういうことを行財政審議会でも、また本議会でも、委員会でも繰り返し説明をしております。しかしながら、その根拠にしている内容についても下水道には、質問等でも言いましたように、それぞれの下水道の歴史も経緯もあるわけですから、条件も違うところで下水道は整備をされておるわけであります。そういう中で一律に指導するなどもってのほかであるし、そこで平均的な単価というのもってのほかであると、このように考えます。

そのために、国の出先であります財務省近畿財務局神戸財務事務所財務課並びに総務省の事務を所管する兵庫県の企画県民部企画財政局の市町振興課に出向きまして、上田議員とともに経緯をただしてまいりました。しかし、いずれも町自身が策定した公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画によるものであって、国でも県でもそういう指導などは一切しておりませんと、また基準というものもありませんと、こういうことでありました。

その際、皮革汚水前処理場は本町にとってもっと深刻な事態であると、特定の収入をもって充てるという点でも原因者の責任と負担からも喫緊に是正をすべきだと、こういうことについては承知しておるのかということも尋ねましたら、これについてはほとんど口をつぐんだままでありました。

本町では議会の議決ということではありま

せんが、一応財政の健全化計画ということをして19年から23年の計画を持って公表はしておりますわけですが、本町の下水道のあり方、それから投資、いわゆる面整備を行うに当たって、できるだけ早く全体的に生活環境をよくするという点で、前倒しも含めて今日を迎えておるわけです。そのための借財も、当然起債も大きくなっているのはご案内のとおりだと、こういうこともまたその際にも話をしましてまいりましたが、問題は皮革排水の前処理場のほうにはほとんど言及をせずに、本来ここにこそ原因者負担を求めておかなければなりませんのに、そちらは文書は出ておりますが、同じようなことが書かれていると、こういうようなことで、県がここに関与をしておるから今年度引き上げはするけれども、220円というような県下統一料金が大きな問題になり、これに経費をかけている実態についても説明はその際にもいたしました。しかし、ああそうですかというような感じできておるわけであります。

根拠にしているのはあくまで町の意味、町の姿勢、そういうことであり、これまでにそれぞれの行財政審議会においても、委員会においても、本席でも説明してきたことは国は言っていないようなことでありますので、そのような説明をかりそめにもしてはいけなさと、このように考えます。

そういう上に立って今時30トンで13.6というような数字を出しておるわけですが、行財政審議会でも昨年度の上水の引き上げ、そして今度また6月にというものの、下水道の料金の引き上げは住民としてはなかなか納得できるものではありませんよと、こういう意見がありますように、私も今日の段階でこういう引き上げをすることではないと、このように考えます。

また、健全化計画と償還の関係では、町の努力義務としては検証はさせていただきますが、それで強硬にどうこう言うことではありませんと、県も国も出先機関は言っております。そういうものだということだけを最後に

言っておいて、今時の料金の引き上げについては反対であります。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第17号は委員長長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから議案第18号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第18号は委員長長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第21号 平成21年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第12、議案第21号平成21年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成21年度一般会計予算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成21年度一般会計予算委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 委員会審査報告書を読み上げ、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第21号。付託年月日、平成21年3月6日。件名、平成21年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月13日（金）午前10時より午後4時59分、平成21年3月16日（月）午前10時から午後5時2分、平成21年3月17日（火）午前10時から午後4時29分、平成21年3月18日（水）午前10時から午後2時35分。3、審査経過及び結果、1、審査に当たって及び審査意見は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数で可決すべきものと決した。

平成21年度一般会計予算委員会審査報告書。

1、審査に当たって。1、付託案件の平成21年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料、別添の提出を求め慎重に審査した。

2、補助説明員として課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。3、歳出予算については、各課の平成21年度における重点目標や取り組み姿勢を

聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い、審査した。

2、審査意見。歳入について。1、100年に一度の経済不況と言われ、町税等の滞納額は年々増加傾向にあり、公平、公正の観点から不納欠損や時効等にならないよう、県の指導を受けながら収税管理室の機能強化を図ること。また、インターネットオークションも活用し、徴収率の向上に臨むこと。2、県の新行財政構造改革における方策について、町民生活に影響を及ぼすことについては、住民に対し理解が得られるように求めること。3、財源、国、県、自主財源等の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とし、行政評価の手法を用いて事務の重点化と適正化を進めること。

歳出について。1、各款共通事項について。1、委託料、負担金及び補助金の目的、効果等を精査し、支出に見合う効果を検証して節減に努めること。2、事務的経費については創意工夫を行い、経費の節減に努めること。

2、各款の予算について。1、総務費。職員研修の充実と資質の向上に努め、町民サービスに努力すること。人事評価を徹底し、職員のやる気を喚起できるよう徹底すること。広報広聴機能を充実させるために、「広報たいし」や3月末のホームページのリニューアルにおいてはさらに見やすく、最新の情報を常に提供し、町民に親しいものにすること。電算システムについては、町民サービスに適したよりよいシステムを構築すること。入札制度については、一般競争入札をもとに不正入札を防止し、公平な入札を実施すること。高齢者の交通安全対策に努めること。安心して暮らせるまちづくりのため、防犯意識の高揚に努めること。

2、民生費。後期高齢者医療制度が昨年4月から始まっているが、さらに町民に周知徹底すること。高齢者の健康づくり支援、介護支援等、高齢者が安心して生活が送れるように努めること。介護支援等、高齢者が安心し

て生活できるよう、新たに始まる安心見守りコール事業に万全の態勢で臨むこと。家庭児童相談インストラクターや民生委員との連携を密にし、児童福祉に臨むこと。

3、衛生費。健康診査等については、特定健診率を高め、町民の健康維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。ごみ収集については、運搬最短経路の変更を申し入れ、運搬経費の節減を図るとともに負担金の軽減に努めること。

4、労働費。シルバー人材センター支援を拡充し、就労の機会を提供すること。

5、農林水産業費。農業従事者が高齢化傾向にある。集落営農等を含め、中・長期的な農業政策を検討すること。農業に対する後継者育成に努めること。遊休農地対策に努めること。糸井・矢田部地内客土工事委託については、安全・安心な方策により事業の推進を図ること。花と緑の会の活動については、啓発事業を通じて地域住民と協働して進めること。

6、商工費。商工業の活性化について商工会と協議し、行政が積極的に役割を果たすこと。地球環境保全のため21年4月より町内6店舗が参加しレジ袋削減運動に取り組むが、さらに運動を拡大するよう努めること。太子あすかふるさとまつりの内容を精査し、町民に親しまれるイベントに努めること。特産品、太子みそ煮込みうどん、みそコロケ、みそあめ、米せんべいの育成を図り、PR及び販売に努めること。環境対策を積極的に進めるため、段ボールコンポストの活用を住民に周知し、拡大するようPRに努めること。

7、土木費。まちづくり助成金を活用し、まちづくり協議会を立ち上げる自治会が増加するよう、今後もPR等に努めること。都市公園外遊具施設点検について、専門的な知識を要するため、行政の管理公園だけに限らず、町内すべての公園において実施できるように検討すること。公園管理の委託については、利用実態に応じた支出に努めること。総合公園の計画年度の用地買収と早期の完成を

目指すこと。

8、消防費。自主防災組織の活動を支援し、組織の活性化を推進すること。

9、教育費。学校教育における図書の充足率を高め、読書環境の充実を図ること。教育施設の耐震化補強工事の促進に努めること。給食センターの改修について、今後のあり方についても十分検討すること。学童保育について、保育環境の充実を努めること。ブックスタート事業の2年目に当たり、図書館とさわやか健康課が連携し、さらに拡大を図ること。

以上であります。本会議中に予算委員会に提出してくださいとか報告してくださいという事項について報告させていただきます。

審査資料の中に、学校医や薬剤師などの名簿は提出しております。

それから、防犯委員の名簿と活動状況についても資料は出ております。

それから、養護老人ホーム施設措置費個人負担の積算根拠についても出ております。

それで、ちょっと出ておりました、ほかについて口頭で報告させていただきます。

揖龍保健衛生事務組合負担金の積算根拠についてであります。事務がエコロなので提出できないとの旨、それ以上は出ておりません。

それから、委託料の金額が入っていない分につきましては、入札のため入っていないと各課とも報告がありました。

それと、客土の件ですが、いつから積まれていたかということと、どこからの土であるかということについて質問がありましたが、いつからの土かということは、積まれていたのは平成20年5月からです。それから、どこからの土かということは、たつのダイエー南500メートルの農地を宅地化するために発生した表土と聞いております。

以上であります。報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北川嘉明） 以上で平成21年度一般会計予算委員会委員長橋本恭子議員の報告は

終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 全般にわたって予算委員会のメンバーというんか委員の皆さんは何日間にもわたりご苦労さまでした。それにまず敬意を表しておきます。

まず、委員長報告ということですので、報告に対する審査ということですが、今委員長からいろいろと審査報告を受けましたが、これは一応資料にも、今読まれたことであって、それを見ておりますと、読んでおりますと、昨年の決算委員会での申し入れ等がこのたびの予算の編成に対して、どういうところでどういうふうに反映されたか、まずその1点。

それから、このいろいろと審査に入っていますが、全体としてこれは予算に対することに対してそれなりのことをされるというんか、予算のとおり審査され、例えば特産品の件でも、これは簡単なことですが、PRに努めるとかというて書いてありますけど、この資料見ますと何ら予算等が、予算か、予定というんか、目標というのは一切資料に入っておりません。何のために審査されたかやね。ただ審査意見には販売に努めることというて書いてありますけど、審査資料見ますと何ら予算というんか予定、販売目的というようなことは書いてありません。何のために予算委員会で審議されたかお尋ねします。

それから、もう一遍言いますが、それぞれ議員がそれなりの予算委員会で質問してくれと、また資料もらってくれというようなことを言っておりますが、それを十分に審査されたか。それなりの予算委員会として、予算委員会に出席してない議員に対することに対して代弁をしていただいたかどうか、その辺のことについて予算委員長としてどういう姿勢で臨まれたんかと。

それから、今の言うごみの問題でも、エコ

口のことだから知りませんと、いや、予算の委員会では関係ないような答弁をされておりましたが、それについて委員は、それはもうちょっと詳しく教えてくれとかというようなことを質疑されておりましたが、それについての委員長としての采配はどう振るわれたのか。当局が言われたから、はあそうですかというようなことだったと思うんですが、それで予算委員長として務まったかどうか。

それから、予算委員長として、予算委員が質問したとこ、ページも何も間違った質問したというなことが2回ほどあります。それについて委員長として予算委員に対する注意をされたかどうか。予算委員長としての当然の行為であります。ただの司会係になっていただいては困りますんでね。これ予算委員会でも賛成されるとは思いますが、最も予算については重大な議員としての責務であります。ただの司会係で終わっていただいては大変だ。町民に対する背任行為に等しいということですから、その辺の自覚を持って委員長に対して臨まれたかどうか。それについてお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 何点かご質問、嶋澤議員よりいただいておりますので、ちょっと抜けてたらまた言っていただきたいと思います。

当局の反省というんでしょうか、平成20年度の反省を21年度に反映できるか、その努力をということですが、今この説明いたしましたように、最初質疑入る前に各課の課長より去年の反省点を踏まえて今年の努力目標というんでしょうか、重点目標や取り組みについてお聞きしました。ほいで、各課の課長からそのように発表があったというんでしょうか、そのように報告がありました。

そして、予算については的確であったかということのようですが、私たち予算委員会のメンバーは、その出ている予算について一つ一つ、限られた4日間の日ですので、完全には皆さんが思っておられるようにできなかつ

たかと思いますが、7人の議員は精いっぱい当局に聞けることは聞かれたと思いますし、私もそう思っております。

それから、エコロの問題につきましては、やはり本会議ではよく出てましたが、参考資料を見ながら何回かは言われましたが、今私が報告しましたように、当局のほうはエコロの事務なので提出できないということで、それ以上のことは出なかったように判断しております。

それから、ページを間違っ議員に注意したか、委員長がしたかということで、だれしもうちょっとページ、あそこの書き方がちょっと審査の日程表の関係でページが飛ぶところがありますので、やはりそういうことがありましたが、私は委員長としては、ああ、そこは違っておりますということで指摘をしながら審査できたかなと思っております。

それから、物産品のことですが、これは商工会の物産品のことでありまして、これは個人で出されているようです。それで、本当もっと町と一緒にPRしてはどうかということですが、商工会は個人的にみそせんべいとかみそコロッケとか出されてますので、それは名前を出して言うことは、そういう当局との考えですか、商工会のほうがそういうのでPRはしないということのように聞いております。

それと、委員長が代弁して言うてもいいんではないかということで、本会議中の意見を代弁して、この予算委員会の中でするべきでしたが、抜けている部分があるかと思いますが、精いっぱいお聞きしたことは聞いたかと思えます。それは足りない部分はたくさんあったかと思いますが、精いっぱい4日間7人で審査し、そしてこの報告書で7人が意思統一したようなことです。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

嶋澤議員。

○嶋澤達也議員 私が今お尋ねしたのは特産

品の、あなたの説明では何ら答弁になってないですよ。私の尋ねたことに的確に答えていただきたい。これは何ら予算とか予定とかというのは入ってないと。それについてこちらの補助金等の負担金というんですか、それに対して何らおぼろげながらわからないということをお尋ねしとんですよ。具体的にもっと尋ねなあかんのですか。それもおかしい話。

それから、エコロの話ですが、当局がこない言うたったというて、本来太子町としてはそれ相当の大きな金額を負担してるわけですよ。本来その負担金の明細というんが審査されましたか。

それから、私言うのは、一番最初に尋ねるのは、決算のことについてどのように今年は反映されてるかということを知っているわけですよ。私は反省点をどういうぐあいに生かしたらいいなんて尋ねてませんよ。この予算について昨年度の決算委員会の意見をどのように反映されたかということを探ねてるんですよ。何もあれですよ。再度お尋ねしますわ。

○議長（北川嘉明） 橋本議員。

○橋本恭子議員 お聞きしたことをお答えします。ちょっと間違ってたら申しわけありません。

特産品、この商工会については確かに予算は入っておりますが、商工会の活動というんでしょうか、その中の一部としてされてるということで、特産品については予算も補助金も入っておりますが、できたら売れたらいいなということで、商工会のこの特産品でありまして、太子町の特産品は太子みそとかそういうものでありまして、予算と補助金は入っております。

それから、エコロについても、大きな金額で、審査したかということではありますが、今報告しましたように、確かに資料何部か出ておりますが、それを見ながら検討はしましたが、今報告の以上には出ておりません。それは決算の反映については、それは当局がすることであって、こちらがそういうことについては、今回予算については審査をしておりま

すが、反映については聞いておりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

嶋澤議員。

○嶋澤達也議員 もう一回大事にしますけどね。私はどのように反映されたかやね。ということは、決算委員会するとき、当局のすることやないで、予算委員会で尋ねましたかということをお願いですよ。当局のすることやさかいというて、すべてすることですよんか。どのように反映してるかということ審査されましたかというて尋ねとんですよ。

○議長（北川嘉明） 橋本議員。

○橋本恭子議員 予算のことは尋ねておりませんし、聞いておりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 全会計に関係することでもあるわけですが、一般会計は。本会議でも総括質疑やら一般質問等でまた質問し、ただしてまいったことを余り繰り返す必要はないと思いますが、本予算に反対討論をいたします。

本予算につきましては、質疑でも言いましたように、方針で示されている、太子町に生まれ、育ち、住んでいることをだれもが誇れる町、魅力的な町を町民と協働して着実に取り組むというふうに述べていることに徹した予算でなければならないと、このように考えます。しかしながら、内容的には国や県の悪政に追随する内容であり、到底賛成することができない内容であります。

地方自治体の仕事は、言うまでもなく住民

福祉の向上であり充実であります。この地域は、先に方針で述べられている、まちづくりに特徴ある取り組みが必要であると思います。住み続けたい行政とは、住民が安心して産むことができ、またはぐくむことができ、老いられることができる、そういう行き届いた、福祉の行き届いたまちづくりだと、このように考えます。

その上で、人口対策も今後大切であることは述べてまいりました。安心して産める条件にするためには、やはり安定した雇用と子育てに必要な医療、福祉、あるいは保育の条件が整えられていることであります。しかし、今、昨今の情勢はこれに逆行する方向にあります。本町の姿勢も国、県追随型で、逆行する姿勢であると考えます。特に福祉医療費助成条例でも県に追随したところが見られますので、これらについては独自の施策こそ子育て支援であり、安心して産み育てられる条件でもあり、また老いられる条件を確立することになるものと考えます。

それから、特に今回の予算では、今時の予算では、経済情勢も厳しいわけですが、それを反映して職がない、こういう状況も生まれ、就職難と収入減で住民の暮らしは本当に深刻な事態になっております。そのために格差も拡大をしております。したがって、本年度の予算の編成は、何回も言ってきましたが、行政経費の節減と無駄を省いて、公共料金の引き下げ、あるいは減免、融資の拡充、暮らし支援の充実に主眼を置いた、軸足を置いた内容にすべきであると今も思います。

今時予算では下水道の先ほども条例は可決されましたが、下水道料金あるいは国民健康保険税など住民に直接かわるものが引き上げられ、さらに住民生活の苦しい状況に拍車をかける、こういうことでありますので、本来は見合わすべきであります。

また、特に格差の拡大で申し上げておきますが、福祉や介護、医療、教育、こういうものにつきましては、暮らしと人権、あるいは

人間としての尊厳にかかわる、こういうこと、これが一番今大事にされるべきであると思います。先にも言いましたように、これを支援することが地方自治体の仕事であり本旨であると、このように考えるものであります。この立場から見てみましても本予算は寂しい内容であります。そういう中で、すべての住民の皆さんが住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康でというくだりがありますのに、内容的には保健・福祉・医療の連携ということだけに活字が目に入りますけれども、内容的には極めて乏しい内容だと考えます。

それから、私も総括質疑でいろいろ言っておりまして、ただ強調しておきたいのは、住民との協働をうたう限りにおいては情報を積極的に公開提供して、そして一緒に考え、一緒に行政を改善していく、また町行政の行く末を見きわめていく、これが当たり前のことでありますのに、パートナーシップと言いながらその内容にも乏しい内容だと考えます。やはり住民の参加を基本的に保障する道は自治基本条例、これは言うておりますけれども、なかなかその方向に進むのが遅れております。そういうことがあって初めて情報を共有できるし、協働の道も開けると考えるものであります。

また、繰出金につきましては、国保といつも引き合いに出して失礼、恐縮ではありますが、国民健康保険やら下水道と前処理場は雲泥の差であり、もう使い道が大きく違うものであります。全住民的な、またかなりの住民が参加する国保、あるいは全住民的に享受される下水道、これと前処理場では全然違ったものであります。こういうところへの繰出金の実態も是正が行われておりません。特に前処理場に係る費用などは先ほど申し上げましたような諸費に充当すべきであると考えます。

それから、負担金については、先ほども大きなものとしては揖籠へのごみ処理関係の負担金が大きいわけでありますけれども、収集

運搬管理に係る負担があります。これは揖龍における事件が発生した内容でもあるわけですから、基本的に大事であることと、本町の負担にかかわることでもありますので、揖龍が事務をしているからというような形で逃げて、ほんで質疑の段階もそれでとまっておるというようなことの今報告がありました。これでは何でもこれだけよこせと言えば従うことになってまいりますので、改善も内容も本町でしっかりと説明をして、その上に立ってこの予算の議決を受けるのが当局としての真摯な対応であると、このように考えます。改めてこの件については当然本町で説明することを求めていると思います。

さらに、自治会活動の関係では、質疑でも言いましたが、自治会活動の助成の中にいわゆる囑託に係る経費を盛り込み、全体として自治会と行政の関係を構築をすると、こういうことにすることが肝要であることをあわせて申し上げておきたいと思います。

さらに、入札契約の関係では、ただいまも報告がありましたが、委託料あるいは工事請負費等、また物品の購入、あるいは使用許可、こういうものがあるわけですが、これには入札契約のあり方が問われ、その改善をいつも求めているところでありますが、その改善とあわせて一般競争入札を主としたものに抜本的に切りかえる、これが法であり、本町の財務規則でもあるわけですから、それに基づくべきであります。

また、これらの委託料、工事請負費について金額の明示を求めておりましたが、本会議においても、また委員会においても、入札等にかかわることである、類推されるからという説明を繰り返してきているようですが、これは白紙委任を求めているのと同じであります。この結果を補正予算で入札残、あるいは決算で同じようなことを説明するわけですが、もとがわからないのに、これを評価することを批判し、一般会計の補正予算でも言いましたけれども、こういう議会に対してそれこそ全部明確にした上で、執行段

階ではっきりと予定価格に基づいて執行する、こういうことが大事であります。今の制度の中で運用している最低制限価格を公表しておるほうがむしろ類推を助けておる、また類推をしやすいようにしていると言っても過言ではありません。こういう制度の改善が必要であり、それが経費の節減に結びつくわけですから、これらのことについてはさらに意見を述べて本予算の反対討論といたします。

（橋本恭子議員「議長」の声あり）

○議長（北川嘉明） 賛成討論ですか。

（橋本恭子議員「ちょっと訂正だけ」の声あり）

後に。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 まず、長時間委員会の皆様仕事されたということで、ご苦労さまでしたということをお言います。

それと、まず反対討論として、今年度の委員会で努力されたということはわかりますが、今委員長報告では十分に審査されたということは理解しがたい。町民の責務にこたえ、議員の務めとして予算委員会の審査が十分なされてないと。よって、私も議員としては十分審査されたかどうかはわかりません。よって、反対とします。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私もこのたびの予算委員でありまして、その中でもこの案に反対をしてきたわけですが、最近は町なかでも行政サイドでも100年に一度の不景気という話を前段ではされるんですが、予算を見ると前

年と一緒にないかというようなところが多々あるんですね。だから、そういうことを考えまして、会社員の方は賃金カットでとか、賃金カットによる休日ということを余儀なくされて、また生産調整によって全体的なワークシェアを図って雇用体系を守るとかという非常にづらい状況の中で生活を送ってる方が多々おられます。その中で、前年と同じような負担金また補助金とか、いろいろなところで同じような額をつけておられます。この話は予算委員会の中でもお話をしたことがあるんですが、そういったことを考えて、まず私は一度訂正されてもう一度組み直していただきたいなというふうに思いまして反対討論とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時16分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの委員長答弁に対し橋本恭子議員から発言の求めがあります。これを許可します。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 先ほど決算委員会と言いましたが予算委員会で、いや、訂正を、予算委員会を決算委員会の訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 休憩します。

（休憩 午前11時17分）

（再開 午前11時17分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第22号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第23号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第15 議案第24号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

日程第16 議案第25号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第26号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第13、議案第22号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第17、議案第26号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 委員会審査報告書をもって報告いたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第22号。付託年月日、平成21年3月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第23号。付託年月日、平成21年3月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第24号。付託年月日、平成21年3月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第25号。付託年月日、平成21年3月9日。件

名、平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第26号。付託年月日、平成21年3月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年3月11日水曜日午後1時より午後4時57分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第22号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本予算は、先に討論をいたしました国民健康保険税条例に基づく保険税の引き上げを根拠とし、また予算に盛り込ん

だ予算であります。この件では、特に繰り返しませんけれども、収納率の問題もまた大切なことでありますので、少なくとも収納率を高めて住民の負担を軽減すると、こういうこと。さらには、今度できましたが、所得が著しく減収をした場合の措置、遅まきながら本町も制度化をしているわけではありますが、これらの適用拡大などによって負担に耐えられない人たちに対する助成措置が必要かと思えます。この予算の運用に当たっては、その立場で対応すべきであるということを申し添えていくことと、特に一般施策との絡みで医療費の抑制をして、健康で長生きをしていただく、こういうことが本会計の運営上も大切でありますし、また個人もそういうふう生きられることが大事であります。したがって、その中で早期発見、早期治療をさらに根づかせることが肝要であります。人間ドックの利用促進、一般施策とあわせての利用促進、あるいは町民健診の受診率の拡大の諸施策、これらもさらに前進をさせて医療費のトータルな抑制につながり、健康が維持できるようなことこそ本町の取り組む大事な施策である、このように考えます。その意見を述べて本予算の反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第23号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

この件は、この質疑でもただしてまいりましたように、この制度は保険料をかけて介護を安心して受けられるようにするための、本来の制度はそういうことであります。しかし、今度3年ごとの見直しにかかるわけですが、先日24日でありましたけれども、私がここでも主張し、ただしてまいりましたように、今回の見直し項目についても74項目に減らすというようなことの中で、基礎的なコンピューターの判断で、後の認定判断ができにくくなると、こういうことを言ってきました。そういう中で、24日には一応厚労省も見直しということで公表をしたわけですが、ほんの一部であります。これが全国的な中で批判をされて見直しを口にしたわけがありますけれども、一般的には常識外れというように言われているのが実態であります。そのもとになっているのが認定調査員のテキスト2009ということであるわけです。この中身を一部だけ紹介をしておきますが、寝たきりの人の移乗――移り乗るということですが――と、それから認知症に係る買い物や金銭の管理、数項目あるわけですが、それが「自立できる」を「介助されていない」に置きかえる、この程度であります。言葉を変えるだけで、判定結果に影響を与えるようなも

のではない、このように言われております。味の問題とか食べ物の問題、また吐くとかというものについても同じようなことが言われているわけでありまして。一部介助から自立に変更されるということもあります。それは今度は改悪です。したがって、調査項目が1次判定から2次判定に影響を与えると、こういうふうに専門家も批判をしていることで、この過程で私のところでも本当にこの保険というのは受ける、何とか点数があっても体制が伴っていないこと、それから一方において受けたくても利用料の関係で受けられないということ、2通りのこの介護保険の問題点があるわけでありましてから、これらのことについて国はこういう方向で今やろうとしておるわけですが、これに欠けるようなことについては本町が独自の施策として、また一般施策として補完し対応をすべきであると私は考えます。本当に見直しというなら、必要な介護について、だれもがいつでも相談ができて利用できるような制度に切りかえるべきだと、このように考えます。そのために今の段階で必要な施策を、一般施策が補完すると、補完ということについては大事なことだと思います。と同時に、国に対して口やかましく言わないと、今回でも一応はいろいろ言われるから少し見直さないといけないかなあということで出てきたんですが、内容的にはほとんど見直さずにこれを押しつけると、こういう内容でありますので、これが施行されますと介護保険が使いにくくなるのは目に見えているわけでありまして。よく整理をして、自治体が補完をすることこそ安心して介護が受けられる条件を確立することになるわけでありましてから、この点を主張し、本予算に反対討論いたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから議案第24号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第25号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算に反対討論をいたします。

この予算については、質疑でも言いましたように、75歳以上の住民を後期高齢者と称して昨年4月からこの医療制度が始まったわけですが、最悪の制度だと言われており、今もなお全国で廃止の声がちまたで渦巻いておると、こういう実態であります。高齢者を年齢で差別する、うば捨て山医療制度の廃止の声であります。結局、厚労省のほうもこの件についても見直しを打ち出さざるを得ないというようなことになっておりますが、制度が始まって1年がたつわけですけれども、この中で問題なのは、今までの老人保健ではなかった、保険料を払えない人たちから保険証を取り上げると、こういうようなことで大変なことをここでもやろうとしているわけであります。このようなことを決して容認することはできませんし、やってはいけません。保険証の取り上げが子供のところでは今まで国保などで医療が受けられなくならないように短期証を交付する、こういうことがありましたけれども、この後期高齢者においても当然同じことがやらなければ命にかかわることであると考えます。この件については国会でも何回もどことも問題になり、厚労省もしゃくし定規には考えないと、こういうふうには言っておりますが、具体的に実施をさせるためには町からもその声を上げていくべきでありますし、この件につきましては本町議会も、また全国的に見ますと667議会が廃止を求める意見書を決議し国に提出をしておると、こういうのが今の状況であります。また、国会においても野党の4党が共同で廃止法案を出しておるわけですが、参院では可決、衆院ではまだと、こういうような状況の中で、社会保障に関係する運動団体も含めてこの取り組みが、廃止を求める取り組みはさらに強くなってきております。もうそう

いう中で、この制度は少なくとも一日も早く廃止を決めることこそが大事であると、このように主張し本予算に反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可

決されました。

~~~~~

日程第18 議案第27号 平成21年度
兵庫県太子町下水道事業
特別会計予算

日程第19 議案第28号 平成21年度
兵庫県太子町前処理場事
業特別会計予算

日程第20 議案第29号 平成21年度
兵庫県太子町水道事業会
計予算

○議長（北川嘉明） 日程第18、議案第27号
平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計
予算から日程第20、議案第29号平成21年度兵
庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題
とします。

上程中の議案3件については、所管の経済
建設常任委員会に付託して、休会中にご審査
いただいておりますので、これから上程中の
議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 委員会審査を報告させてい
たします。

まず、本委員会に付託の案件を審査した結
果、下記のとおり決定したから、会議規則第
77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第27号。付
託年月日、平成21年3月9日。件名、平成
21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予
算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の
留保、なし。審査年月日、平成21年3月12日
木曜日午前10時から午後4時53分。審査経過
及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。
2、審査結果は賛成多数により可決すべきも
のと決した。

同じく委員会審査を報告いたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下
記のとおり決定したから、会議規則第77条の
規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第28号。付
託年月日、平成21年3月9日。件名、平成
21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予

算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の
留保、なし。審査年月日、平成21年3月12日
木曜日午前10時から午後4時53分。審査経過
及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。
2、審査結果は賛成多数により可決すべきも
のと決した。

同じく委員会審査を報告いたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下
記のとおり決定したから、会議規則第77条の
規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、議案第
29号。付託年月日、平成21年3月9日。件
名、平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予
算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の
留保、なし。審査年月日、平成21年3月12日
木曜日午前10時から午後4時53分。審査経過
及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。
2、審査結果は全員賛成により可決すべきも
のと決した。

以上です。

○議長（北川嘉明） 以上で経済建設常任委
員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、
採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議
案ごとに行います。

まず、上程中の議案第27号平成21年度兵庫
県太子町下水道事業特別会計予算について、
これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第27号平成21年度兵庫
県太子町下水道事業特別会計予算について反
対討論を行います。

本件につきましては、先の条例改正でも言

いましたように、いわゆる使用料の料金の引き上げを基礎とする予算内容でありますので反対であります。特に先ほども申し上げましたようなことから、何も国に言われることはないし、言うこともない、言ったこともない、そういうものを根拠にして税を改正するために行財政審議会やら本町議会の委員会、また本町議会でそれを繰り返すなどはもってのほかであります。そういうものを内容とする予算には反対でありますこと、そしてまた何回言いまして、いわゆる委託料あるいは工事請負費、もうこういうものについて基本的に設計の基礎を明確にして、どういう工事をどういう形で、どういう工事内容でこれだけの積算をしておると、執行段階では適正に執行する、これ当たり前のことを何回も言うわけですが、金額も明示せずに予算として提出するなどはもうもってのほかであると思います。結果を後で知らせてもらっても、その公正性も的確性も競争性もはっきりわからないというような状況で、容認することはできませんし、これを押しつけることは白紙委任を求めることと等しいわけありますから、このような当局の私は暴挙だと思います。そういうものに反対であります。また、当然議会を尊重する姿勢があるならば、これらのことについてもきちっと明示をして、執行の段階で、あるいは管理の段階で責任を負うべきが当局のやるべき仕事であると、このように考えます。この意見を述べて反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第28号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第28号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算に反対討論をいたします。

この点でも、条例でも言いましたが、この条例改正ではわずかに料金の引き上げがあるわけでありますけれども、これは全く焼け石に水で、このようなもので払っとる言われても片腹痛いと、こういうようなものであります。そういう中で、この会計に血税をつぎ込むようなことは決して容認することはできません。ただ、先ほど来言っております中に、この会計についてだけ、いわゆる下水道などについては一般会計からの支援は制約をし、これから減少させようとしている反面、この会計についてはこのような表現で健全化とっております。適正な料金設定が困難な状況の中で当該会計を継続するためには今後も全体の9割を占める一般会計からの繰り入れは不可避、これは当局が言うところですよ。私が言うのと違うんですね。こういうようなことを一方で健全化のための報告をしながら、基本的には原因者負担でありますから、住民

の負担で責任を負う必要のないものであります。このことに対して今でも1億円、これまでも2億円と巨額の費用を血税をつぎ込んできた。このお金があるならば、いつも言うておりますけれども、国民健康保険あるいは介護保険あるいは福祉医療費等々に充当をし、今日の厳しい経済情勢の中で生きている住民に対して措置を講ずるべきことこそが大切であります。そういうことを申し述べ、本予算の反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 このたびの議案について反対討論としますが、前処理場の歴史的な経過については十分承知しております。これはもう国、この近隣のこともあります。その辺については十分承知しておりますが、しかし町民感情としてはどうも理解しがたいということもあります。少しでも経費削減の前提とした考え方で当局、町長初め皆さん担当者が努力されてることも十分承知しておりますが、やはり町民感情としてはどうしても十分に理解しがたい。よって、この議案に対して反対の討論といたします。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第21 決議案第2号 入札・契約制度改善要求決議

○議長（北川嘉明） 日程第21、決議案第2号入札・契約制度改善要求決議を議題とします。

職員に決議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 発議者を代表いたしまして決議の提案をいたしたいと思います。

この入札契約制度につきましては再三本議会でも問題になっておりますし、最近になりまして全国各地で贈収賄をめぐる事件が発生をし、揖龍においても同様な事件が惹起

しております。

こういう中で、入札契約に対するいろんな疑問点が挙げられ、あり方についても改善を求める声が強いわけであります。本町議会でもそのことが問題になり、議員からも提案をされ、議会運営委員会で検討をし、今回の決議案の提出と、こういうふうになりましたので、ご賛同のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、決議を読み上げまして提案いたしますので、よろしくお願いをいたします。

入札・契約制度改善要求決議（案）。

近年、自治体の入札・契約に関係した贈収賄事件等の不祥事が多く見受けられ、揖龍の事務組合でも同様の事件が引き起こされた。入札・契約のあり方については、いろいろな問題があるのでないかと疑問視されているのが実情であります。

太子町においても、委託、工事請負、物品購入、使用許可等で入札に付す事務事業が多数あり、現状の一般指名競争入札、随意契約等の執行には競争性と透明性を確保し、公正に執行される制度として改善していくことが肝要であります。

よって、今後の委託、工事請負、物品購入、使用許可等の契約の伴うものの実施については原則一般競争入札にすること。やむを得ず随意契約にする必要がある場合には、財務規則に基づき厳正に実施するなど、効率的、円滑かつ透明な運営を確保されるよう改善を求める。

以上、決議する。平成21年3月27日、兵庫県太子町議会。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから決議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました決議書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（北川嘉明） 日程第22、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれの委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第1回太子町議会定例会（第416回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時00分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る２月26日の招集以来、本日までの30日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて総額163億774万5,000円の平成21年度当初予算を初め、各会計の補正予算、条例の制定、組合規約の変更など多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間終始熱心にご審議を賜り、ここにすべて滞りなく議了することができましたことは、町政のため、まことにご同慶にたえません。ここに慎んで議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

特に一般会計予算委員会の委員各位には、精力的にご審議賜りましたご労苦に対しまして、重ねて深甚なる敬意と謝意を表する次第でございます。

また、町長初め町当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意をあらわしますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政環境下ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図れますとともに、第４次行政改革大綱が確実に実施できるよう、英知を結集して改革の効果が挙げられますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上ともなくご自愛いただきまして、町政伸展のため、なお一層のご精励を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

できます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成21年第１回太子町議会定例会（第416回町議会）を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る２月26日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重にご審議いただき、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、本日をもって平成21年度予算並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

なお、審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存でございます。

これからしのぎやすい時節となりますが、議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 服 部 千 秋

署名 議員 長 谷 川 原 司